



茨城県報

第 725 号

令和 8 年 (2026年) 6 月 29 日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課) ……………	3
●指定障害児通所支援事業者の指定 (10件) (障害福祉課) ……………	3
●茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) ……………	6
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程の一部を改正する告示……………	6
公 告	
●落札者等の公示 (情報システム課) ……………	7
●開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) ……………	7
(警 察 本 部)	
●入札公告……………	8
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
●茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………	13

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第14号

茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

茨城県県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

茨城県県立特別支援学校学則 (昭和46年茨城県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

名 称	位 置	部	学 科	児童等の 定 員	備考	
茨城県立盲学校	水戸市袴塚 1 丁目	幼稚部		18		
		小学部				
		中学部				
		高等部 (本科)	普 通 科	24		48
			保 健 理 療 科	24		
茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町	幼稚部		24	を	
		小学部				
		中学部				
		高等部	普 通 科	64		
			綜 合 技 術 科 生活デザイン科			
茨城県立霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見町上長	幼稚部		24		
		小学部				
		中学部				

名 称	位 置	部	学 科	児童等の 定 員	備考	
茨城県立盲学校	水戸市袴塚 1 丁目	幼稚部		15		
		小学部				
		中学部				
		高等部 (本科)	普 通 科	24		48
			保 健 理 療 科	24		
茨城県立水戸聾学校	水戸市千波町	幼稚部		20	に	
		小学部				
		中学部				
		高等部	普 通 科	64		
			綜 合 技 術 科 生活デザイン科			
茨城県立霞ヶ浦聾学校	稲敷郡阿見町上長	幼稚部		20		
		小学部				
		中学部				

改め、茨城県立鹿島特別支援学校の項の次に次のように加える。

茨城県立神栖特別支援学校	神栖市須田	小学部		72	
		中学部			
		高等部	普 通 科		

付 則

(施行期日)

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第528号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

- 2 - { 2 - [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N, N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- 2 - { [4 - (2 - フルオロエトキシ) フェニル] メチル } - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール及びその塩類
- N - [2 - (5 - メトキシ - 1 H - インドール - 3 - イル) エチル] プロパン - 2 - アミン及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第5号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和 8 年 6 月 27 日

茨城県告示第529号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850200379	こどものいえ児童発達支援・放課後等デイサービス	茨城県日立市日高町1-14-18	社会福祉法人秀心会	茨城県日立市日高町一丁目14番地11号	令和 8 年 4 月 1 日	保育所等訪問支援

茨城県告示第530号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0850700196	ベル・クルール	茨城県結城市大字 結城6997番地4	合同会社しゃむ ろっく	茨城県結城市大字 結城11436番地4 みずほメゾンC 101	令和8年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第531号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852400282	グローバルキッズ メソッド172	茨城県守谷市松並 2005-39	ハッピーライフ ケア株式会社	東京都港区虎ノ門 一丁目23番1号虎 ノ門ヒルズ森タワ ー	令和8年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第532号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852700392	グローバルキッズ メソッド81	茨城県筑西市布川 1249-18	ハッピーライフ ケア株式会社	東京都港区虎ノ門 一丁目23番1号虎 ノ門ヒルズ森タワ ー	令和8年 4月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第533号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0854300126	グローバルキッズ メソッド158	茨城県猿島郡境町 みらい平1-1-1	ハッピーライフ ケア株式会社	東京都港区虎ノ門 一丁目23番1号虎 ノ門ヒルズ森タワ ー	令和8年 4月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第534号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0857300206	ドレミファソライズFC紫峰ヶ丘	茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘五丁目7番地6 エクセルコート店舗1号室	株式会社カルチュウインド	茨城県つくばみらい市東櫛戸872番地7	令和8年 4月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第535号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852200088	+ l h a p p i n e s s	茨城県鹿嶋市小山1034番地48	一般社団法人夢睦	茨城県鹿嶋市小山1034番地48	令和8年 5月1日	児童発達支援

茨城県告示第536号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852200138	+ l h a p p i n e s s 志崎教室	茨城県鹿嶋市志崎236番地7	一般社団法人夢睦	茨城県鹿嶋市小山1034番地48	令和8年 5月1日	児童発達支援

茨城県告示第537号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年6月29日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852400290	Reha Camp トライ	茨城県守谷市中央 1丁目16番地8ア ルバトロス1F	株式会社Reh a C a m p	茨城県つくば市み どりの中央14番地 55	令和 8 年 5 月 1 日	保育所等訪問 支援

茨城県告示第538号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0852900448	+ l h a p p i n e s s 神栖教 室	茨城県神栖市息栖 2840-3	一般社団法人夢 睦	茨城県鹿嶋市小山 1034番地48	令和 8 年 5 月 1 日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

茨城県告示第539号

茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

別表 2 中「2.80%」を「3.10%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、令和 8 年 6 月 18 日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金利子補給については、なお従前の例による。

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会告示第 8 号

茨城県県立特別支援学校の指定に関する規程（平成23年茨城県教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

別表第 2 中

茨城県立鹿島特別 支援学校	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市	を
------------------	---------------------------------	---

茨城県立鹿島特別 支援学校	鹿嶋市 潮来市 行方市 銚田市
茨城県立神栖特別 支援学校	神栖市

に

改める。

付 則

- この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- この告示による改正後の別表第 2 の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の児童生徒等が就学すべき特別支援学校について適用し、令和 9 年 3 月 31 日までは、なお従前の例による。

~~~~~

---

**公 告**

---

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合には、その理由

①茨城県行政情報システムクラウド型仮想化基盤等一式賃貸借及び保守 ②政策企画部情報システム課 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 8 年 5 月 18 日 ④三菱 HC キャピタル・日立社会情報サービスコンソーシアム（代表者）三菱 HC キャピタル株式会社 茨城営業所 所長 鈴木 基泰 水戸市泉町 3 丁目 1 番 28 号（構成員）株式会社日立社会情報サービス 第 1 ユニット営業本部営業第 3 部 部長 相浦 竜太 東京都品川区南大井 6 丁目 26 番 3 号 ⑤ 2,490,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥随意契約 ⑧地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2（随意契約）第 1 項第 2 号及び第 5 号

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字奥谷字押出743番1、同番5、747番1

2 事業主の住所及び氏名  
水戸市酒門町1900番地の1 WIN I203号  
吉 成 将、吉 成 由香利

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字長岡字住吉3652番435

2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町大字長岡236番地9 メゾンステージ水野A203号室  
松 浦 健 太、松 浦 美 沙

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷郡阿見町大字若栗字西新地1930番20

2 事業主の住所及び氏名  
稲敷郡阿見町大字若栗1936番地7 O&KレジデンスB202  
前 田 憲 一、前 田 牧 子

(警 察 本 部)

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和8年6月29日

茨城県警察本部長 滝 澤 幹 滋

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名及び数量  
車番認識装置カメラシステムの賃貸借 仕様書のとおり
- (2) 借入物品の特質等  
借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 賃貸借期間  
令和8年12月1日から令和13年11月30日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所  
仕様書のとおり

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス : keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいる法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

- (5) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 本公告に示した借入物品の規格 (仕様) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

## 5 入札説明書の閲覧期間及び場所

### (1) 期間

入札公告の日から令和8年7月24日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第7号)に定める休日を除く。

### (2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部会計課調度係

## 6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

### ア 質問受付期間

公告の日から令和8年7月8日(水)午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

### イ 質問受付先

2の担当所属に同じ。

### ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

### ア 日時

令和8年7月17日(金)午後5時まで

### イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に3の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和8年7月24日(金)午後5時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート(テキストファイル)又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル(TIFFファイル等)のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送(書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

## (3) 提出先

2の担当所属に同じ。

## (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年9月1日(火)午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

## (1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

なお、月額賃借料(消費税及び地方消費税を含まない。)を記載すること。

## (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年9月4日(金)午後5時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当所属に必着のこと。

## (3) 開札日時及び場所

## ア 日時

令和8年9月7日(月)午前10時

## イ 場所

茨城県警察本部庁舎2階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

(ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。)

## 9 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

#### 11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

#### 12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 14 契約書作成の要否

要

#### 15 詳細は入札説明書による。

#### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはで

きない。

- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6  
 茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当  
 電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
 Automatic License Plate Recognition Camera System  
 Lease period  
 From December 1, 2026 through November 30, 2031
- (2) Time limit for tender:  
 Time limit of tender (by hand) : 5:00p. m. , September 4, 2026  
 Time limit of tender (by mail) : 5:00p. m. , September 4, 2026  
 Time limit of tender (by system) : 5:00p. m. , September 4, 2026
- (3) Submission location and contact number  
 Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi  
 Ibaraki-ken, 310-8550, Japan  
 TEL: 029-301-0110



**訓 令**

(教育委員会)

茨城県教育委員会訓令第 6 号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程 (昭和43年茨城県教育委員会訓令第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立鹿島特別支援学校の項の次に次のように加える。

|              |    |
|--------------|----|
| 茨城県立神栖特別支援学校 | 神特 |
|--------------|----|

付 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)